

介護保険運営協議会でのご意見等を踏まえた計画素案の修正について

ページ・記載箇所	原案	修正案	説明
2ページ 第1章 2. 近年の高齢者福祉 及び介護保険制度の動 向		「別紙1」のとおり	「調整中」としていたページの素案を 作成しました。
5ページの次に挿入 第1章 4. 前計画の成果と課 題		「別紙2」のとおり	第7期計画の成果に関する記載が乏し いのではないかとのご意見を踏まえ、 記載項目を追加しました。
63ページ 2行目	本市の高齢者を取り巻く状況や第7期介護保 険事業計画の検証等を踏まえて、今後に向け た課題、取り組むべき方向性について、第7 期計画の基本方針ごとに以下のようにとりま とめました。	ここでは、本市の高齢者を取り巻く状況や前 計画の成果等を踏まえ、第8期計画において 取り組むべき高齢者支援に関する課題につ いて、分野ごとに整理しました。	標題に即した記述に改めました。
63ページ 4行目	(1) 介護予防と健幸づくりの推進	(1) 介護予防と健康づくり	項目建てを修正しました。
63ページ 5行目	本市では、70～74歳の層が多く、直近3～5 年の間に75歳以上の後期高齢者の・・・	本市では、70～74歳の層が多く、今後3～5 年の間に75歳以上の後期高齢者の・・・	誤謬修正
63ページ 23行目	国の政策・第7期介護保険事業計画の検証 に基づく課題	制度改正や前計画の検証結果等に基づく課 題	より適切な表記に修正しました(以下 のページも同様に修正)。
63ページ 29行目	介護の原因として・・・	介護が必要となる原因として・・・	より適切な記述に修正しました。

ページ・記載箇所	原案	修正案	説明
64ページ 1行目	(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進	(2) 地域包括ケアシステム	項目建てを修正しました。
64ページ 18行目	関係団体等意向調査では、民生委員・児童委員をはじめとした各機関より、支援が必要な人の情報の把握は一定の方法できているものの、対応した結果の情報共有がされていないといった課題があげられています。	関係団体等意向調査では、民生委員・児童委員をはじめとした各機関より、支援が必要な人の情報の把握は一定の方法できているものの、対応した結果の情報共有がされていないといった課題があげられています。また、福祉委員会、民生委員・児童委員などの活動団体やボランティアグループにおける担い手不足、担い手の高齢化が課題であるという意見が多く、担い手になるための動機づけなどの仕組みづくりについて検討していく必要があります。	地区福祉委員会の活動にも触れるべきではないかとのご意見や、項目建ての整理を踏まえ、「(5) 高齢者福祉の推進」から移行しました。
64ページ 27行目	地域包括支援センターの機能強化の一環として、東谷地区の住民の利便性を考慮し、第7期計画期間中に「東谷地域包括支援センター出張所」を開設しました。	(削除)	課題ではないため削除しました。
65ページ 3行目	今後も地域包括支援センターの周知・機能強化、また他の相談支援機関との連携体制の強化に努めていく必要があります。	今後も地域包括支援センターの周知を図るとともに、複雑化・複合化した課題に対応するため、必要な体制強化や他の相談支援機関との連携の強化に努めていく必要があります。	より適切な記述に修正しました。
65ページ 5行目	加えて、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけられるように、地域ケア会議をはじめとし、介護保険運営協議会「生活支援体制整備部会」、みまもりネットワーク、医療・介護連携の取り組み等を充実させ、・・・	また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけられるように、地域ケア会議や介護保険運営協議会「生活支援体制整備部会」、みまもりネットワーク、医療・介護連携の取り組み等を充実させ、・・・	より適切な記述に修正しました。

ページ・記載箇所	原案	修正案	説明
65ページ 9行目	また、介護サービス事業所における介護人材不足が喫緊の課題となっています。介護サービスを必要とする人が適切にサービスを受けられるよう、介護人材確保に向け、介護職のイメージアップに向けた啓発や、業務効率化等の支援に取り組んでいく必要があります。	一方、住民主体の地域福祉活動については、担い手不足、担い手の高齢化が課題となっています。一方で、地域活動への企画・運営としての参加意向率は3割近くを占めています。地域活動における若手会員の増加や担い手の確保に向けて、家族や友人・知人が活動への参加を促すなど、地域活動への参加を後押しする取り組みに努めていく必要があります。 加えて、介護サービス事業所における介護人材不足が喫緊の課題となっています。介護サービスを必要とする人が適切にサービスを受けられるよう、介護人材確保に向け、介護職のイメージアップに向けた啓発や、業務効率化等の支援に取り組んでいく必要があります。	地区福祉委員会の活動にも触れるべきではないかとのご意見や、項目建ての整理を踏まえ、「(5)高齢者福祉の推進」から移行しました。
66ページ 1行目	(3)在宅医療・介護連携の推進	(3)在宅医療・介護連携	項目建てを修正しました。
67ページ 1行目	(4)認知症施策の推進	(4)認知症施策	項目建てを修正しました。
68ページ 1行目	(5)高齢者福祉の推進	(5)高齢者福祉	項目建てを修正しました。
68ページ 18行目	関係団体等意向調査では、福祉委員会、民生委員・児童委員などの活動団体やボランティアグループにおける担い手不足、担い手の高齢化が課題であるという意見が多く、担い手になるための動機づけなどの仕組みづくりについて検討していく必要があります。	(削除)	項目建ての整理を踏まえ、「(2)地域包括ケアシステム」へ移行しました。
68ページ 30行目	また、住民主体の地域福祉活動については、担い手不足、担い手の高齢化が課題となっています。一方で、地域活動への企画・運営としての参加意向率は3割近くを占めています。地域活動における若手会員の増加や担い手の確保に向けて、家族や友人・知人が活動への参加を促すなど、地域活動への参加を後押しする取り組みに努めていく必要があります。	(削除)	項目建ての整理を踏まえ、「(2)地域包括ケアシステム」へ移行しました。

ページ・記載箇所	原案	修正案	説明
69ページ 1行目	(6)介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保	(6)介護保険サービス	項目建てを修正しました。
70ページ 第3章 計画の基本的な考え方		「別紙3」のとおり	「調整中」としていたページの素案を作成しました。
72ページ 基本目標1 リード文	本市では、現在70歳から74歳までの高齢者人口が多く、今後3～5年の間に75歳以上の後期高齢者が急速に増加していくことが予想されます。後期高齢者は、フレイル*状態に陥るリスクを抱えている可能性が高いと考えられることから、要介護状態になることを防止したり遅らせたりするための取り組みとして、介護予防*と健康づくりを推進することが重要です。	本市では、現在70歳から74歳までの高齢者人口が多く、今後3～5年の間に75歳以上の後期高齢者が急速に増加していくことが予想されます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、加齢に伴い、運動器の機能・口腔機能・認知機能等で、機能低下のリスクが高くなること示されています。特に後期高齢者は、フレイル*状態に陥るリスクを抱えている可能性が高いと考えられることから、要介護状態になることを防止したり遅らせたりするための取り組みとして、介護予防*と健康づくりを推進することが重要です。	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえた記述に修正しました。

ページ・記載箇所	原案	修正案	説明
<p>73ページ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p>	<p>【現状と課題】 75歳到達に伴う医療保険制度の異動により、各医療保険制度の保健事業として行われていた健康状態の把握や重症化予防等の取り組みが継続されていないことが、未受診等により健康状態が不明な高齢者や社会とのつながりが希薄となる高齢者を生む要因のひとつとして指摘されています。 また、高齢者は、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有していますが、健康状態や生活機能の課題に対して、一体的に対応できていない現状があります。</p>	<p>【現状と課題】 75歳到達に伴う医療保険制度の異動により、各医療保険制度の保健事業として行われていた健康状態の把握や重症化予防等の取り組みが継続されていないことが、未受診等により健康状態が不明な高齢者や社会とのつながりが希薄となる高齢者を生む要因のひとつとして指摘されています。 また、高齢者は、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有していますが、健康状態や生活機能の課題に対して、一体的に対応できていない現状があります。 そこで、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）」が公布され、市町村が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための枠組みが整備されました。 具体的には、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険制度の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、「国」、「後期高齢者医療広域連合」、「市町村」の役割等について定められるとともに、市町村において、高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定が整備されました。</p>	<p>健康保険法等の改正内容や事業内容の説明が不十分ではないかとのご意見を踏まえ、記述を見直しました。</p>

ページ・記載箇所	原案	修正案	説明
	<p>【施策の方向】 令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村が中心となり、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための枠組みが整備されました。</p> <p>今後、改正法に沿った、データに基づいた地域の健康課題の整理・分析を行い、効果的な介護予防の取り組みを行うとともに、健康状態等の課題を抱える高齢者を把握し、必要な医療や介護サービスに接続するなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行うことのできる体制づくりを進めていきます。</p>	<p>【施策の方向】 改正法に沿った、データに基づいた地域の健康課題の整理・分析を行い、効果的な介護予防の取り組みを行うとともに、健康状態等の課題を抱える高齢者を把握し、フレイル対策などの介護予防と生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を一体的に実施する枠組みを構築することにより、必要な医療や介護サービスに接続するなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行うことのできる体制づくりを進めていきます。</p>	
<p>80ページ (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進</p>	<p>【施策の方向】 軽度者の多様なニーズに応じるため、多様な主体との連携等により、「基準緩和型サービス」拡充を図るとともに...</p>	<p>【施策の方向】 軽度者の多様なニーズに応じるため、多様な主体との連携等により、「基準緩和型サービス*」拡充を図るとともに...</p>	<p>基準緩和型サービスに関する説明が不十分とのご意見を踏まえ、「基準緩和型サービス」について、用語解説に追加します。</p>
<p>81ページ 基本目標2 リード文</p>	<p>今後、高齢者の増加とともに、介護需要の増加だけでなく、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加も予想されます。</p>	<p>今後、高齢者の増加とともに、介護需要の増加だけでなく、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加も予想されます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、近居に家族や親せきのいない人が4割以上となっている一方で、家族以外の地域の人を頼ることに抵抗がある人は6割以上となっています。</p>	<p>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえた記述に修正しました。</p>

ページ・記載箇所	原案	修正案	説明
95ページ 基本目標3 リード文	今後、高齢者の増加に伴い、認知症の人についても増加が予想されます。一方で、本市では、認知症予防の取り組みへの参加者が少ないといった課題があげられています。 認知症施策推進大綱に基づき、・・・	今後、高齢者の増加に伴い、認知症の人についても増加が予想されます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、介護認定を受けていない高齢者においても4割近くの人が「認知機能低下リスクあり」に該当しており、潜在的にリスクを有する人がいることが示唆されています。また、在宅介護実態調査の結果では、主な介護者が不安を感じる介護で「認知症状への対応」が高くなっています。 このため、本計画では、認知症施策推進大綱に基づき、・・・	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を踏まえた記述に修正しました。
102ページ 基本目標4 リード文	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、・・・	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、住民有志での健康づくり・趣味等の活動への参加経験がある人は少ないものの、参加者としての参加意向は5割以上となっています。高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、・・・	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえた記述に修正しました。
125ページ 基本目標5 リード文	要支援・要介護認定者の将来的な増加を見据え、介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保が課題となっています。必要な人が必要なサービスを利用できるよう、介護サービス基盤の一層の充実に取り組むとともに、適正なサービスの実施に向けた取り組みを進めていきます。	「別紙4」のとおり	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果や施設整備の全体像が見えないとのご意見を踏まえ、記述を見直しました。
138ページ 第6章 計画の推進に向けて		「別紙5」のとおり	「調整中」としていたページの素案を作成しました。